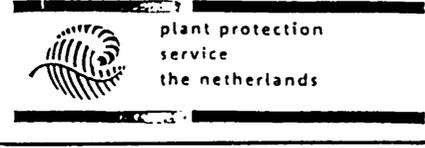


新旧対照表

(別紙)

「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実  
に関する植物検疫実施細則」 (平成10年2月5日付け10農産第857号)

\* 傍線部は改正部を示す。

改正後	現 行
<p>6 表示 告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に容易に、確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示 次のアからエまでのいずれかであること。</p> <p>ア </p> <p>イ </p> <p>ウ </p> <p>エ </p>	<p>6 表示 告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に容易に、確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <p> 又は </p>